

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第1項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和4年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和4年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	199,700	199,700	182,920
5月	197,160	197,160	180,380
6月	197,160	197,160	180,380
7月	188,770	188,770	180,380
8月	191,310	191,310	182,920
9月	191,310	191,310	182,920
10月	192,850	192,850	184,460
11月	192,850	192,850	184,460
12月	192,850	192,850	184,460
1月	192,850	192,850	184,460
2月	192,850	192,850	184,460
3月	198,880	198,880	190,490

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	193,760	189,840	112,010	108,090	65,580	61,660	49,540	45,620
5月	193,760	189,840	112,010	108,090	65,580	61,660	49,540	45,620
6月	193,760	189,840	112,010	108,090	65,580	61,660	49,540	45,620
7月	193,740	189,820	111,990	108,070	57,540	53,620	49,520	45,600
8月	193,730	189,810	111,980	108,060	57,530	53,610	49,510	45,590
9月	193,730	189,810	111,980	108,060	57,530	53,610	49,510	45,590
10月	195,780	191,860	114,030	110,110	59,580	55,660	51,560	47,640
11月	195,780	191,860	114,030	110,110	59,580	55,660	51,560	47,640
12月	195,820	191,900	114,070	110,150	59,620	55,700	51,600	47,680
1月	195,820	191,900	114,070	110,150	59,620	55,700	51,600	47,680
2月	195,820	191,900	114,070	110,150	59,620	55,700	51,600	47,680
3月	204,630	200,710	122,880	118,960	68,430	64,510	60,410	56,490

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。